輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金交付額確定通知書

住所又	は所	存地
\perp	1011	

申請者

年 月 日付けで申請のあった輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金については、次のと おり輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱第14条の規定により通知する。

年 月 日

輪島市長

- 1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、 年 月 日付け申請書記載 のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費 金 円 補 助 金 の 額 金 円

- 3 交付の条件
 - (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき及び交付の条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (2) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査を受けること。
 - (3) 浄化槽法第10条に規定する保守点検及び清掃を行うこと。